書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第７３７号
熊本市下江津１丁目９番３号
破産者　杉本　秀明
異議申述期間　平成22年８月３日まで
平成22年６月16日
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第１４２号
熊本県阿蘇市蔵原1082番地
破産者　農事組合法人阿蘇自然農園
異議申述期間　平成22年８月９日まで
平成22年６月17日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５０９号
熊本市兎谷１丁目３番130号
破産者　有限会社田嶋
異議申述期間　平成22年８月９日まで
平成22年６月17日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５１０号
熊本市兎谷１丁目３番130号
破産者　田嶋　七郎
異議申述期間　平成22年８月９日まで
平成22年６月17日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１６８６号
大阪府門真市脇田町17番10号、住民票上の住所大阪府門真市島頭４丁目３番１号
破産者　門真住研こと　宮崎　智行
異議申述期間　平成22年８月12日まで
平成22年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５５号
熊本県玉名市岱明町下前原231番地35
破産者　本田　雄二
異議申述期間　平成22年８月18日まで
平成22年６月18日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第６８３号
熊本県合志市御代志1873番地33
破産者　髙田　城三
異議申述期間　平成22年８月19日まで
平成22年６月18日
熊本地方裁判所民事第１部

免責審尋期日

平成２２年（フ）第２２３３号
東京都渋谷区渋谷１丁目19―18―707
破産者　野田　憲男
審尋期日　平成22年８月30日午前10時
平成22年６月16日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０３８号
東京都港区北青山２丁目５番１号
清算株式会社　アールジーリクイデーション株式会社
代表清算人　若谷　哲也
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０５１号
東京都千代田区神田錦町１丁目８番地11パシフィック錦ビル８階
清算株式会社　モルテックトータルサービス株式会社
代表清算人　竹内　克治
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０５２号
東京都千代田区九段南４丁目２番11号
清算株式会社　株式会社ジャックアカウンティング
代表清算人　工藤　　仁
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０５３号
東京都千代田区九段南４丁目２番11号
清算株式会社　株式会社ジェイ・ファイナンス
代表清算人　工藤　　仁
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第１００１号
島根県益田市東町３番33号
清算株式会社　株式会社益田酒販
清算人　大谷　弘二
１　決定年月日　平成22年６月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松江地方裁判所益田支部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１２号
徳島市万代町５丁目75番地６
清算株式会社　株式会社万代不動産
代表清算人　内藤　　理
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
特別清算債権一覧表

番号	協定債権者	債権額（円）	弁済額（円）
1	株式会社徳島銀行	159,185,455	1,703,668
2	徳島県信用保証協会	52,909,049	566,255
3	株式会社日本政策金融公庫	3,279,000	35,093
合　　計		215,373,504	2,305,016

徳島地方裁判所民事部

包括的禁止命令変更

平成２０年（再）第２５０号（平成２１年（フ）第２３７０１号）
東京都中央区銀座８丁目５番18号
再生債務者（債務者）　日栄リゾート株式会社
主文　当裁判所が平成21年11月25日にした包括的禁止命令中「すべての債権者は、」とあるのを「すべての債権者（皆野町が別紙物件目録記載の土地に対して行う滞納処分を除く。）は、」と変更する。
（別紙）　物件目録
１所在　埼玉県秩父郡皆野町大字国神字峯
地番　1621番１
地目　山林
地積　373.00㎡
２所在　埼玉県秩父郡皆野町大字国神字峯
地番　1621番２
地目　山林
地積　651.00㎡
３所在　埼玉県秩父郡皆野町大字国神字烏帽子岩
地番　1837番
地目　山林
地積　485.00㎡
４所在　埼玉県秩父郡皆野町大字金沢字岩鼻
地番　1301番３
地目　山林
地積　502.00㎡
５所在　埼玉県秩父郡皆野町大字国神字宮地
地番　329番３
地目　雑種地
地積　65.00㎡
以上
平成22年６月16日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成２２年（再）第７２号
群馬県伊勢崎市市場町２丁目1008番地
再生債務者　関口精機株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区神田神保町１丁目41番地　駿河台下ＭＫビル５階　田中法律事務所　弁護士　田中　伸明
平成22年６月17日
東京地方裁判所民事第20部